

I 地方財政を取り巻く状況

1 「新経済・財政再生計画」に基づく地方財政改革の取組（主なもの）

新経済・財政再生計画（H30.6.15閣議決定）

＜財政健全化目標＞

経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたP/B黒字化を目指す。同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。

地方行財政改革：

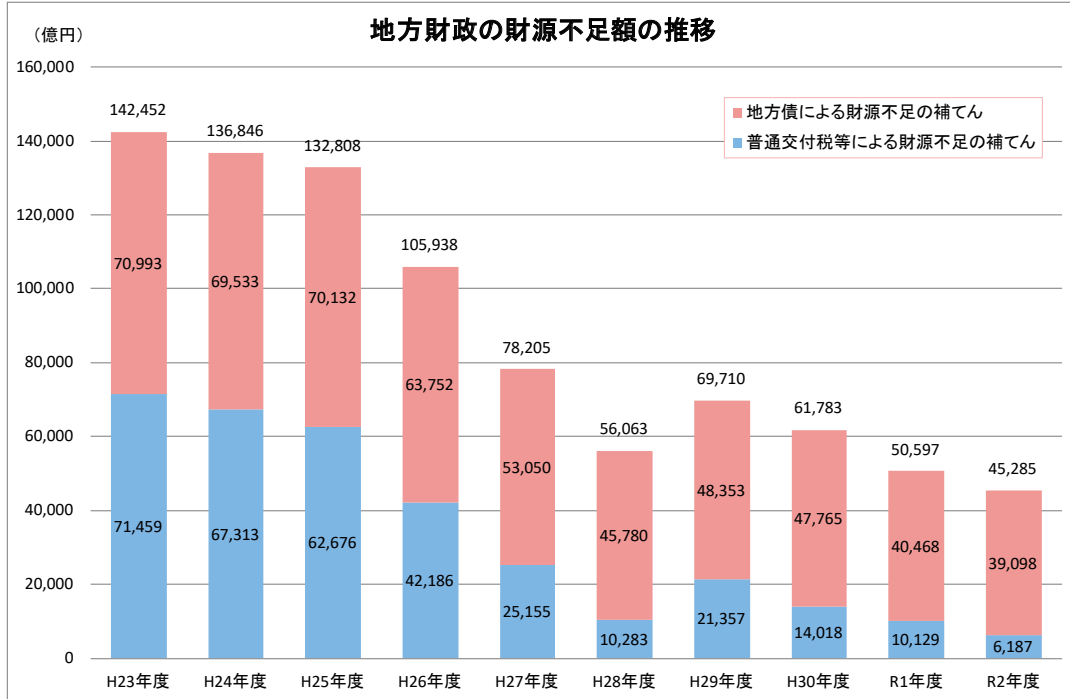
「2040年頃を見据えて課題をバックキャストし、必要となる取組を実行するとともに、国・地方で基調を合わせた歳出改革や効率化に取り組む。」

～2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(R1)年度	2020(R2)年度	2021(R3)年度
○トップランナー方式の推進				
H28から16業務(H29から2業務追加)について基準財政需要額の算定に反映開始	H29までに導入した18業務のうち3業務について、段階的な反映における見直しを実施			
○まち・ひと・しごと創生事業費における成果の一層の反映				
地方創生の取組を一層促進するため、成果に応じた算定へ3年間かけて段階的にシフト			「取組の成果」に応じた算定へ、5年間かけて引き続き段階的にシフト	
○公共施設等総合管理計画等に基づく公共施設等の集約化・複合化、長寿命化等の推進				
施設類型ごとに個別施設計画の策定、総合管理計画の見直し・充実				
○公共施設等の集約化・複合化、長寿命化等の推進				
公共施設等適正管理推進事業債の活用による集約化・複合化、長寿命化等 (2018・2019・2020年度に一部拡充) (2021年度(一部2020年度)まで)				
○地方公会計の整備				
統一的な基準による財務書類等の整備	財務書類等の資産管理向上への活用を推進			
○地方財政の見える化（財政状況資料集への項目の追加）				
27年度決算から性質別・目的別の住民一人当たりコストを公表	将来負担比率との組合せ分析の導入等	地方単独事業（ソフト）の見える化		
○公営企業会計の適用の拡大				
人口3万人以上の団体の下水道事業（公共）、簡易水道事業は、R1までに公営企業会計を適用		左記以外の下水道事業、簡易水道事業は、R5までに公営企業会計を適用		
○公営企業の経営戦略の策定の推進				
公営企業の経営戦略の策定 (2018年度までに集中的に策定を推進)		(2020年度までに策定率100%)		

2 地方財政の財源不足と借入金残高

(1) 地方財政の財源不足

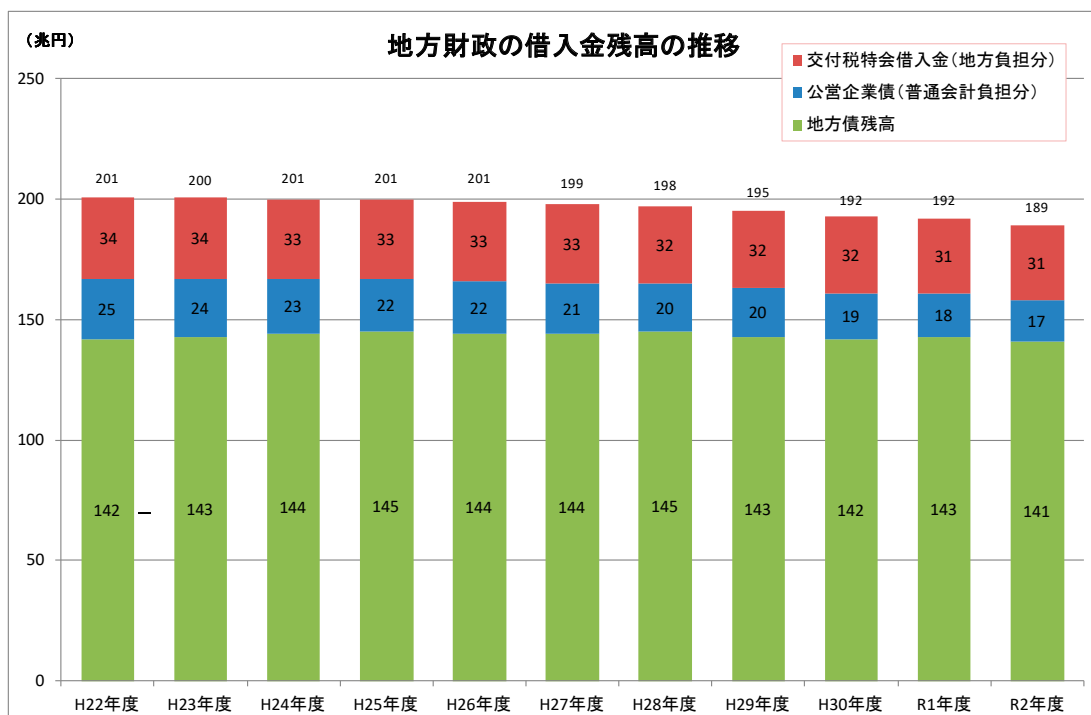
令和2年度は、消費税率引上げに伴う地方消費税の増加等により地方税収入の増加が見込まれるものの、国税4税の法定率分が減少する中で、経費全般について節減合理化に努めたが、社会保障関係費の増加が見込まれることなどにより、4.5兆円の財源不足となり、地方財政計画の約5.0%の見込み。



※端数処理により合計が一致しない場合があります。

(2) 地方財政の借入金残高

地方財政の借入金残高は、令和2年度末で189兆円（見込み）。内訳は、交付税特別会計借入金残高（地方負担分）31兆円、公営企業債残高（普通会計負担分）17兆円、地方債残高141兆円。



※端数処理により合計が一致しない場合があります。

3 令和2年度地方財政対策

(1) 令和2年度地方財政計画

ポイント

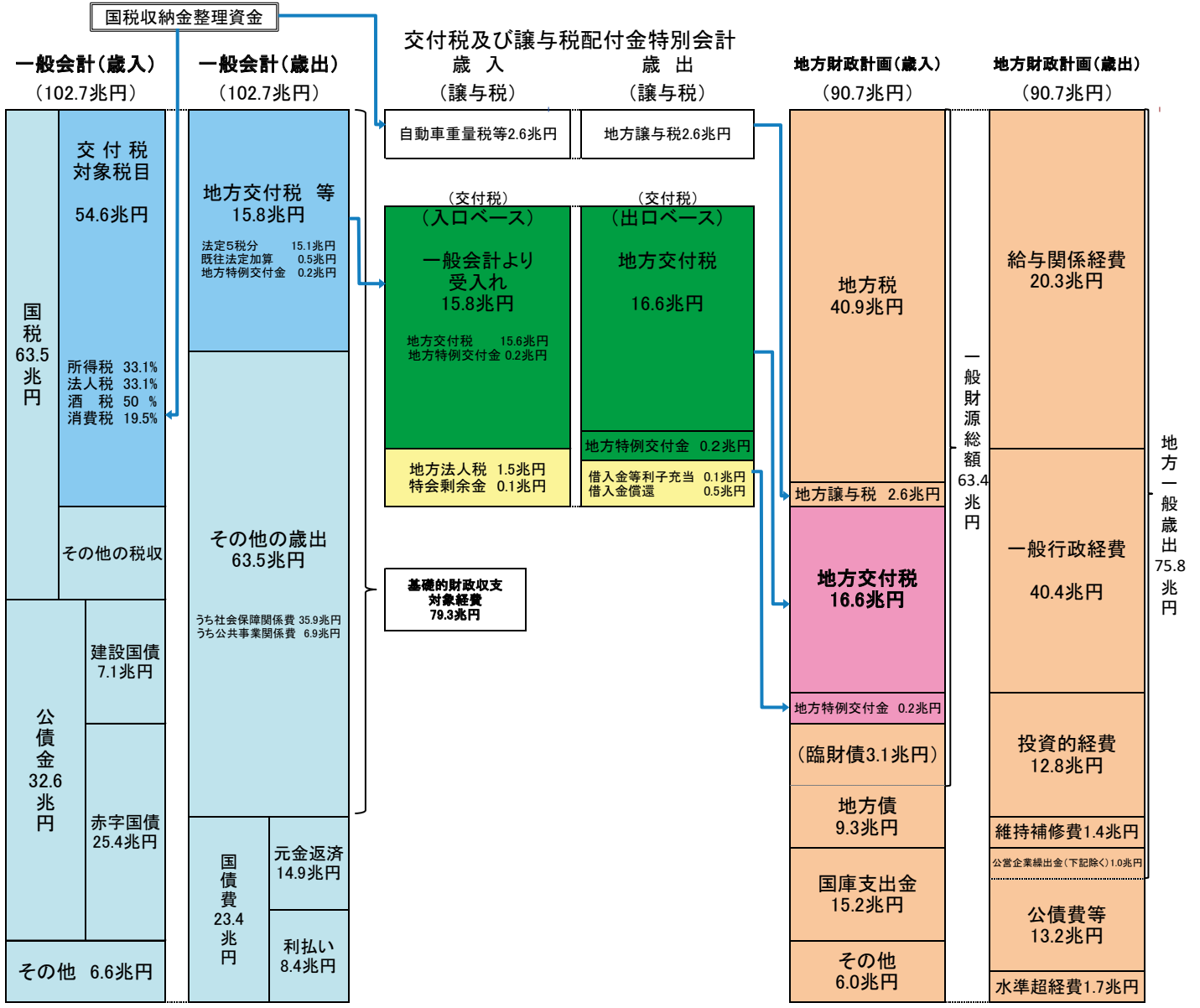
- 一般財源総額について、前年度を上回る63.4兆円を確保。
- 地方交付税総額について16.6兆円を確保。臨時財政対策債を前年度から抑制
- 地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、新たに「地域社会再生事業費」を0.4兆円計上
- 地方団体が単独事業として実施する河川等の浚渫を推進するため、新たに「緊急浚渫推進事業費」を0.1兆円計上
- 災害防止・国土保全機能強化などの観点から、R2は森林環境譲与税を400億円確保（前年度の200億円から倍増）
- 都道府県等が技術職員の増員を図り、技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保するための経費に対して地方財政措置

歳入歳出の概要（通常収支分）（単位：兆円、%）

区 分		2年度	元年度	増減額	増減率
歳 入	地方税・地方譲与税等	43.7	43.3	0.4	1.0
	地方交付税	16.6	16.2	0.4	2.5
	国庫支出金	15.2	14.7	0.5	3.4
	地方債	9.3	9.4	▲0.1	▲1.6
	臨時財政対策債	3.1	3.3	▲0.1	▲3.6
	臨時財政対策債以外	6.1	6.2	▲0.0	▲0.5
	その他	6.0	6.0	▲0.0	▲0.8
	計	90.7	89.6	1.1	1.3
歳 出	一般財源 (水準超経費を除く)	63.4	62.7	0.7	1.2
	給与関係経費	20.3	20.3	▲0.0	▲0.2
	一般行政経費	40.4	38.4	2.0	5.1
	うち補助	22.7	21.5	1.2	5.7
	うち単独	14.8	14.5	0.3	2.1
	うちまち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち地域社会再生事業費	0.4	-	0.4	皆増
	公債費	11.7	11.9	▲0.2	▲1.8
	維持補修費	1.4	1.3	0.1	7.2
	うち緊急浚渫推進事業費	0.1	-	0.1	皆増
	投資的経費	12.8	13.0	▲0.3	▲2.0
	うち緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち緊急自然災害防止対策事業費	0.3	0.3	0.0	0.0
	その他	4.2	4.5	▲0.4	▲8.7
計	90.7	89.6	1.1	1.3	

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

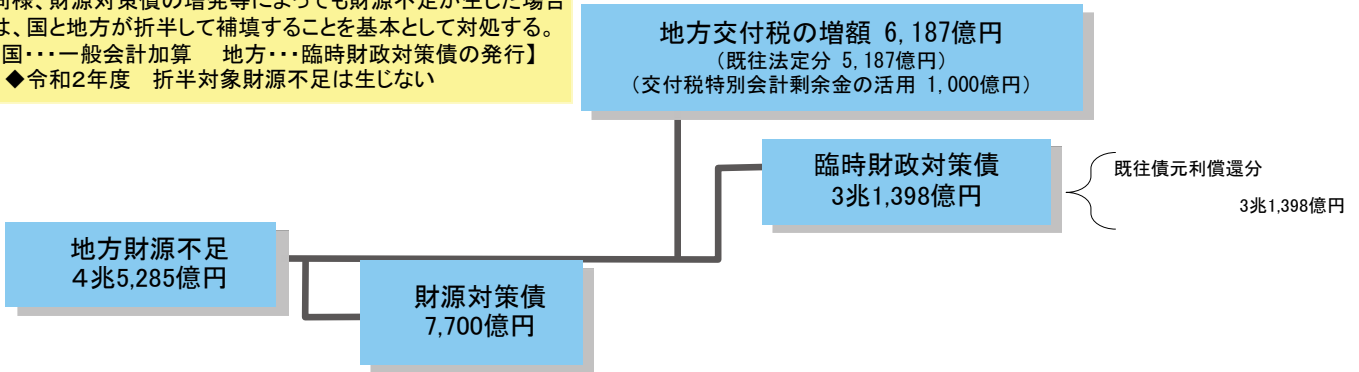
<国の予算と地方財政計画(通常収支分)との関係>



<財源不足の補填(4兆5,285億円の財源対策)>

【地方財源不足の補填措置 令和2~4年度】

令和2年度から令和4年度までの間は、令和元年度までと同様、財源対策債の増発等によっても財源不足が生じた場合は、国と地方が折半して補填することを基本として対処する。
 【国...一般会計加算 地方...臨時財政対策債の発行】
 ◆令和2年度 折半対象財源不足は生じない



(2) 令和2年度地方債計画

ポイント

- 緊急自然災害防止対策事業において、対象事業を拡充（道路等）することとし、3,000億円を計上。
- 緊急浚渫推進事業を創設（地方財政法を改正）することとし、900億円を計上。
- 緊急防災・減災事業において、対象事業を拡充（指定避難所や災害拠点施設等の浸水対策等）することとし、5,000億円を計上。
- 公共施設等適正管理推進事業において、長寿命化に係る事業の対象を拡充（砂防関係施設等）することとし、4,320億円を計上。
- 光ファイバ等の整備が全国的に推進されるよう、地域活性化事業の対象を拡充するとともに、過疎対策事業に特別分を創設。

令和2年度地方債計画（通常収支分）（単位：億円、%）

項 目	R2年度 計画額	R1年度 計画額	差引	増減率
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,195	16,627	△ 432	△ 2.6
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	4,778	6,084	△ 1,306	△ 21.5
3 公営住宅建設事業	1,110	1,140	△ 30	△ 2.6
4 災害復旧事業	1,148	955	193	20.2
5 教育・福祉施設等整備事業	3,327	3,402	△ 75	△ 2.2
6 一般単独事業	26,807	25,415	1,392	5.5
うち一般	2,605	2,113	492	23.3
うち地域活性化	690	690	0	0.0
うち旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
うち緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
うち公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
うち緊急自然災害防止対策	3,000	3,000	0	0.0
うち緊急浚渫推進	900	-	900	皆増
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,210	0	0.0
うち辺地対策	510	510	0	0.0
うち過疎対策	4,700	4,700	0	0.0
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調 整	100	100	0	0.0
計	59,720	59,978	△ 258	△ 0.4
二 公営企業債	25,418	26,710	△ 1,292	△ 4.8
三 臨時財政対策債	31,398	32,568	△ 1,171	△ 3.6
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	(247)	(281)	(△ 34)	(△ 12.1)
総 計	117,336	120,056	△ 2,721	△ 2.3

※ 国の予算等貸付金債の（ ）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(3) 令和2年度地方交付税

<令和2年度地方交付税総額の算定基礎>

- 地方交付税の総額は、所得税・法人税の33.1%相当額、酒税の50%相当額並びに消費税の19.5%相当額の合計額15兆898億円に国の一般会計における加算額5,187億円（既往法定分等）を加えた15兆6,085億円と、地方法人税の全額1兆4,564億円、返還金4億円及び交付税特別会計剰余金の活用額1,000億円を加算し、交付税特別会計借入金に係る償還額5,000億円及び支払利子額771億円を減額した16兆5,882億円（前年度比+4,073億円、+2.5%）となりました。
- 地方が人づくり改革の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生・防災・減災対策等に取り組みつつ安定的な財政運営を行うことができるよう、一般財源の総額を63兆4,318億円（前年度比+7,246億円、+1.2%）とし、前年度を上回る額が確保されました。

（単位：億円、%）

区分	令和2年度 当初予算額	令和元年度			増減額		増減率		
		当初予算額 A	補正額 C	補正後 B+C D	A-B E	A-D F	E/B (%)	F/D (%)	
国 税	所得税（ア）	195,290	199,340	△8,700	190,640	△4,050	4,650	△2.0	2.4
	法人税（イ）	120,650	128,580	△11,430	117,150	△7,930	3,500	△6.2	3.0
	酒税（ウ）	12,650	12,710	-	12,710	△60	△60	△0.5	△0.5
	消費税（エ）	217,190	193,920	△3,300	190,620	23,270	26,570	12.0	13.9
一 般 会 計	(ア)×33.1%	64,641	65,982	△2,880	63,102	△1,341	1,539	△2.0	2.4
	(イ)×33.1%	39,935	42,560	△3,783	38,777	△2,625	1,159	△6.2	3.0
	(ウ)×50%	6,325	6,355	-	6,355	△30	△30	△0.5	△0.5
	(エ)×19.5%	42,352	40,335	△686	39,649	2,017	2,703	5.0	6.8
	小計 ①	153,253	155,232	△7,349	147,882	△1,979	5,371	△1.3	3.6
	前々年度国税4税決算精算分	-	-	985	985	-	△985	-	皆減
	平成20、21、28年度補正予算精算分 ②	△2,355	△2,355	-	△2,355	0	0	0.0	0.0
	小計（法定率分等）	150,898	152,877	△6,364	146,513	△1,979	4,385	△1.3	3.0
	既往法定加算等 ③	5,187	2,633	-	2,633	2,554	2,554	97.0	97.0
	臨時財政対策特例加算額	-	-	-	-	-	-	-	-
臨時財政対策債振替加算額 ④	-	-	6,496	6,496	-	△6,496	-	皆減	
計（一般会計繰入額） 〈入口ベース〉	156,085	155,510	132	155,642	575	444	0.4	0.3	
特 別 会 計	地方法人税法定率分 ⑤	14,564	6,876	△302	6,574	7,688	7,990	111.8	121.5
	前々年度決算精算分	-	-	170	170	-	△170	-	皆減
	返還金 ⑥	4	-	-	-	4	4	皆増	皆増
	特別会計借入金償還額 } ⑦	△5,000	△5,000	950	△4,050	0	△950	0.0	23.5
	特別会計借入金利子充当分 }	△771	△792	-	△792	21	21	△2.7	△2.7
	特別会計剰余金の活用 ⑧	1,000	-	-	-	1,000	1,000	皆増	皆増
	地方公共団体金融機構の公庫債権金利 変動準備金の活用 ⑨	-	1,000	-	1,000	△1,000	△1,000	皆減	皆減
	前年度からの繰越金	-	4,215	-	4,215	△4,215	△4,215	皆減	皆減
	翌年度への繰越金	-	-	-	-	-	-	-	-
計（一般会計繰入額含む） 〈出口ベース〉	165,882	161,809	950	162,759	4,073	3,123	2.5	1.9	
地 方 交 付 税	総額	165,882	161,809	950	162,759	4,073	3,123	2.5	1.9
	普通交付税	155,929	152,100	-	152,100	3,829	3,829	2.5	2.5
	特別交付税	9,953	9,709	-	9,709	244	244	2.5	2.5

（注）1 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない箇所があります。

2 消費税に乘じる率について令和元年度は20.8%です。

（参考）令和2年度震災復興特別交付税（見込） 3,742億円

○地方交付税総額の積算

①令和2年度における国税四税の収入見込額の一定率分【加算】

②平成20・21・28年度補正予算における臨時財政対策債振替加算相当額の減額分【控除】

③国の一般会計における加算（既往法定分等）【加算】

④臨時財政対策債振替加算額分【加算】

以上①～④の合算額が一般会計からの繰入額（いわゆる入口ベース）

⑤地方法人税の法定率分【加算】

⑥交付税特別会計における返還金【加算】

⑦交付税特別会計における借入金等の償還額、利子支払額【控除】

⑧交付税特別会計における剰余金【加算】

⑨地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用【加算】

以上①～⑨の合算額が、令和2年度において地方団体に交付される地方交付税の総額（いわゆる出口ベース）

＜令和2年度普通交付税の算定方法の主な改正＞

I 「地域社会再生事業費（仮称）」に対応した算定

地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための経費を算定する「地域社会再生事業費（仮称）」（4,200億円程度）を創設。

算定額は道府県分と市町村分を同額程度とし、人口を基本とした上で、それぞれ1/2程度を「人口構造の変化に応じた指標」、1/2程度を「人口集積の度合いに応じた指標」を用いて算定。

また、この算定に合わせ都道府県が実施する技術職員の充実等（市町村支援及び中長期派遣体制の強化）に要する経費について、「地域社会再生事業費（仮称）」において算定。

II 「まち・ひと・しごと創生事業費」に対応した算定

「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）については、「地域の元気創造事業費」（4,000億円程度、うち100億円程度は特別交付税）及び「人口減少等特別対策事業費」（6,000億円程度）において引き続き算定。

「人口減少等特別対策事業費」の算定においては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に期間を踏まえ、令和2年度から5年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフトすることとしており、令和2年度は「取組の必要度」に応じて3,800億円程度（道府県分1,260億円程度、市町村分2,540億円程度）、「取組の成果」に応じて2,200億円程度（道府県分740億円程度、市町村分1,460億円程度）を算定。

これらの算定に当たり、引き続き、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等へ配慮。

III 幼児教育・保育の無償化及び高等教育の無償化に係る算定

幼児教育・保育の無償化及び高等教育の無償化に係る地方負担については、全額を基準財政需要額に算入。

幼児教育・保育の無償化に係る地方負担について、0歳から2歳までの子どもについては、保育所の所得階層別の子どもの数に、住民税非課税世帯の無償化を踏まえた所得階層別の単価を乗じること等により保育所に要する経費を算定し、3歳から5歳までの子どもについては、保育所または幼稚園の子ども数に、幼児教育・保育無償化の内容や定員規模等を踏まえた一人当たりの単価を乗じることにより保育所または幼稚園に要する経費を算定するほか、認可外保育施設等に係る経費を算定することにより各地方公共団体の負担に応じた算定を行う。

高等教育の無償化に係る地方負担については、各地方団体の負担の実態を反映するため、無償化対象学生数に、学校種別等に応じた一人当たりの単価を乗じることにより算定。

IV 森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等の経費に対応した算定

災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、森林環境譲与税を前倒しで400億円に増額したことに伴い、森林環境譲与税を財源として実施する森林環境整備等の経費として400億円程度を算定。

V 会計年度任用職員制の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費の算定

会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費について、各算定項目において従事する職務を具体的に想定して個別に経費を算定している会計年度任用職員については、標準的な勤務形態等に応じて期末手当等の支給等に要する経費を積算するとともに、その他の会計年度任用職員については、包括算定経費（人口）において所要経費を一括計上。

VI 業務改革の取組等の成果を反映した算定

業務改革の取組等の成果に応じた需要額の算定への反映について、令和2年度においては段階的な反映における4年目又は5年目の見直しを実施。基準財政収入額の算定に用いる徴収率の見直し（上位3分の1の地方団体が達成している徴収率を標準的な徴収率として算定）については、段階的な反映における5年目の見直しを実施。

VII その他の算定方法の改正

社会福祉費において、市町村における障害児保育に要する経費に適用する受入障害児数を用いた密度補正について、障害児の受入れに伴う保育士の配置の実態を反映するため、受入障害児数が障害児保育のための加配職員数の2倍の数（加配対象受入障害児数）を超える場合には加配対象受入障害児数を用いるよう算定方法を見直す。

高齢者保健福祉費（65歳以上人口）における介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化分及び高齢者保健福祉費（75歳以上人口）における後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金について、保険料軽減被保険者数を用いた密度補正を適用。

令和元年度において特別交付税により措置することとしている病院事業の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費、病院事業に係る共済追加費用の負担に要する経費について、令和2年度から普通交付税の保健衛生費において算定。

4 令和2年度税制改正大綱（令和元年12月20日閣議決定）*市町村税関係の主なもの

- (1) 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応 [固定資産税]
- 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする（令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に現に所有している者であることを知った者について適用）。
 - 調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとする（令和3年度以後の固定資産税について適用）。
- (2) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し
（令和3年度分～） [個人住民税]
- 未婚のひとり親に寡婦（寡夫）控除を適用する。
 - 寡婦に寡夫と同じ所得制限を設けるとともに、未届の夫（妻）がいる場合には、控除の対象外とする。また、子ありの寡夫の控除額を子ありの寡婦と同額にする。
 - 人的非課税措置の対象となる未婚のひとり親について、児童扶養手当受給者（18歳以下の児童の父又は母）に限定しないこととする。
- (3) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の見直し
（令和2年4月1日以降の寄附～） [法人住民税]
- 企業版ふるさと納税について、税額控除割合を3割から6割に引上げ、計画認定手続を簡素化する等の措置を講じ、適用期限を5年延長する。
- (4) たばこ税の見直し（令和2年10月1日～）
- 軽量（1本当たりの重量が1g未満）な葉巻たばこの課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とする。
- (5) 森林環境譲与税の見直し
- 令和2年度から令和6年度までの森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、各年度の譲与額を見直す等の措置を講ずる。
- (6) 還付加算金等の割合の見直し（令和3年1月1日以後の期間）
- 還付加算金等について、市中金利の実勢を踏まえ、その割合の引下げを行う。

	特例（改正前）	改正後
還付加算金	特例基準割合 (平均貸付割合 + 1%)	還付加算金特例基準割合 (平均貸付割合 + 0.5%)
延滞金	特例基準割合 (平均貸付割合 + 1%) + 7.3%	— (名称を「延滞金特例基準割合」に変更)
1ヶ月以内等	特例基準割合 (平均貸付割合 + 1%) + 1%	— (名称を「延滞金特例基準割合」に変更)
徴収の猶予等	特例基準割合 (平均貸付割合 + 1%)	猶予特例基準割合 (平均貸付割合 + 0.5%)
法人住民税の納期限の延長	特例基準割合 (平均貸付割合 + 1%)	平均貸付割合 + 0.5%

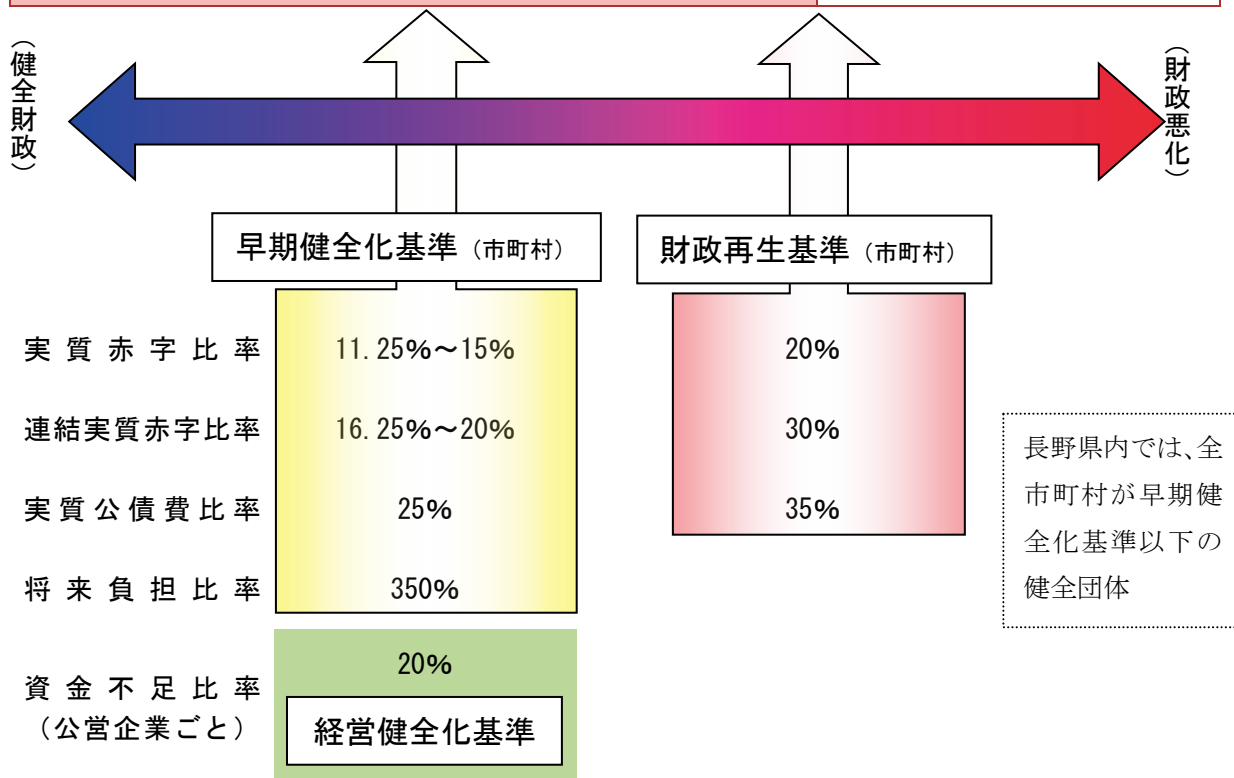
*平均貸付割合：各年の前々年の9月から前年の8月まで（改正前：前々年の10月から9月まで）の各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日まで（改正前：12月15日まで）に財務大臣が告示する割合

5 財政の健全化

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を議会に報告し、公表しています。
- 健全化判断比率が一定の基準を超えた団体は、財政の早期健全化（又は財政の再生）のための計画を策定し、財政健全化（又は財政再生）に取り組みます。

（財政健全化法による制度の概要）

健全段階	財政の早期健全化段階	財政の再生段階
<p>◆ 指標の整備と情報開示の徹底</p> <p>・ 指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率 ⇒ 監査委員の審査に付し議会に報告し公表</p>	<p>◆ 自主的な改善努力による財政健全化</p> <p>・ 財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け</p> <p>・ 実施状況を毎年度議会に報告し公表</p> <p>・ 早期健全化が著しく困難なときは総務大臣又は知事が必要な勧告</p>	<p>◆ 国等の関与による確実な再生</p> <p>・ 財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け</p> <p>・ 財政再生計画は総務大臣に協議し同意を求めることができる（同意が無い場合は、災害復旧事業等を除いて地方債の起債を制限）</p> <p>・ 財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告</p>
<p>公営企業の経営の健全化</p>		



6 公共施設等の老朽化対策

(1) 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

背景

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

公共施設等総合管理計画の策定（平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要領）※平成26～28年度の3年間で策定

＜公共施設等総合管理計画の内容＞

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

＜公共施設等総合管理計画の策定状況＞

平成29年9月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.4%の団体において策定が完了。

【取組の推進イメージ】

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの削減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

まちづくり

- PPP・PFIの活用
- 従来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 接続・更新の懸架の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

個別施設計画の策定（「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定）※平成32年度までに策定

＜個別施設計画の内容＞

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策※の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策
 次の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

【インフラ長寿命化計画の体系】

（出典：総務省資料）

(2) 県内市町村における公共施設等総合管理計画の策定状況

平成28年度までに77市町村で策定済み。（個別施設計画に基づく中長期的な対策効果を反映した経費見込みについては、令和3年度までに記載する。）

(3) 個別施設計画の概要

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画（令和2年度までに策定）

《インフラ長寿命化基本計画に定める個別施設計画の記載事項》

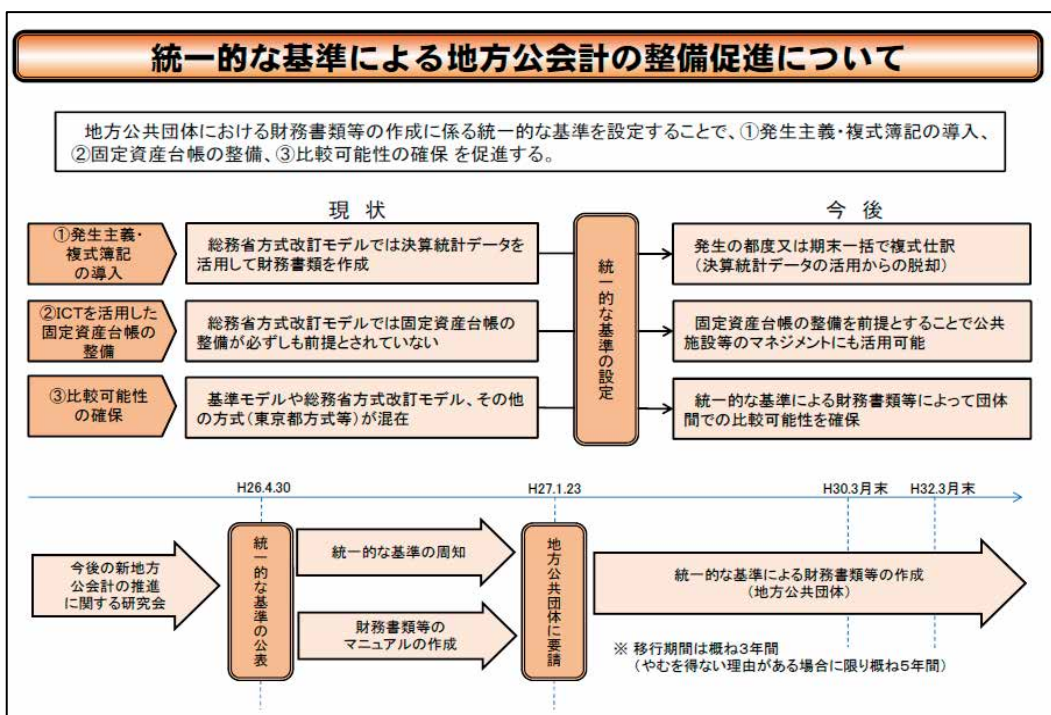
- (1) 対象施設：道路や学校といった施設類型ごとに計画を策定
- (2) 計画期間：施設の定期点検サイクル等を考慮の上設定
- (3) 対策の優先順位の考え方：個別施設の状態、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化
- (4) 個別施設の状態等：個別施設の状態について施設毎に整理
- (5) 対策内容と実施時期：次の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理
- (6) 対策費用：計画期間内に要する対策費用の概算を整理

- 10 -

I 地方財政を取り巻く状況

7 地方公会計

(1) 統一的な基準による地方公会計

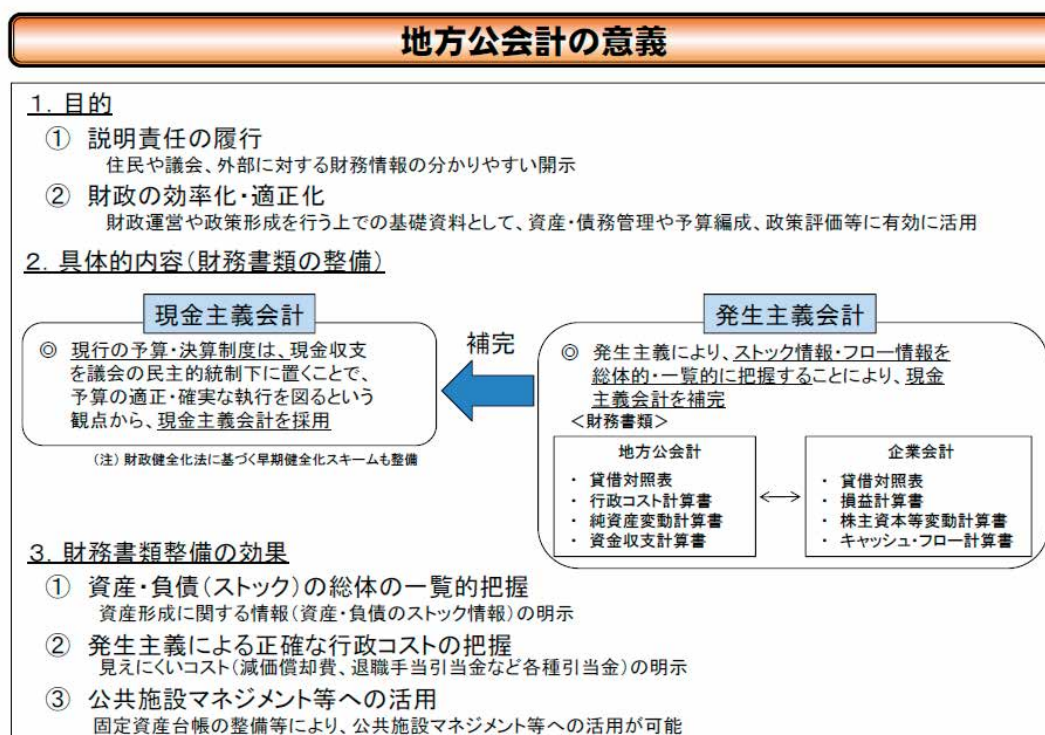


(出典：総務省資料)

(2) 県内市町村における統一的な基準による財務書類の作成状況等

平成 30 年度決算に係る統一的な基準による一般会計等財務書類を 77 市町村が作成済み。

(3) 地方公会計の意義



(出典：総務省資料)